

岩手県（青森県・岩手県境不法投棄事案について）

事案の概要

◎事案の経緯

- 現場は、青森県田子町と岩手県二戸市に跨る計27万㎡の土地
- 当該土地の青森県側で産業廃棄物処分業(中間処理(堆肥化)、最終処分)の許可を受けて事業を行っていた廃棄物処理業者が、中間処理により製造した堆肥偽装物等を不法投棄

◎支障等

- 揮発性有機化合物が混合された燃え殻・汚泥、医療系廃棄物等がバーク類と混合されて投棄
- これら廃棄物によって土壌・地下水が汚染



事件発覚直前(H11)の現場航空写真
 <処分場概要>
 許可容量: 2,400㎡ (岩手側は許可施設なし)
 投棄等量: 約109万㎡
 面積: 約16万㎡

行政対応・責任追及

◎行政対応

- 本事案を教訓に「循環型地域社会の形成に関する条例」等を制定し、優良な廃棄物処理業者の育成、行政処分基準の明確化、有価物偽装対策等を実施
- 専任の廃棄物適正処理指導員の配置や市町村職員への立入検査権限付与など監視指導体制を強化

◎責任追及

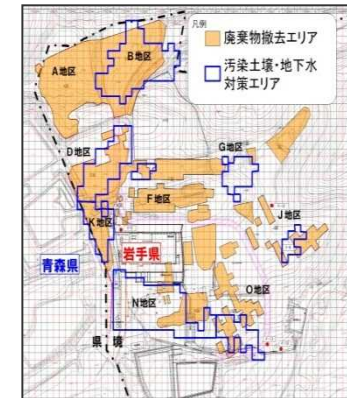
- 原因者に対しては措置命令を発出しており、引き続き原因者に対して費用求償を実施
- 排出事業者に対しても調査・費用求償を実施

対策工の概要

事業主体：岩手県

◎廃棄物撤去(①)

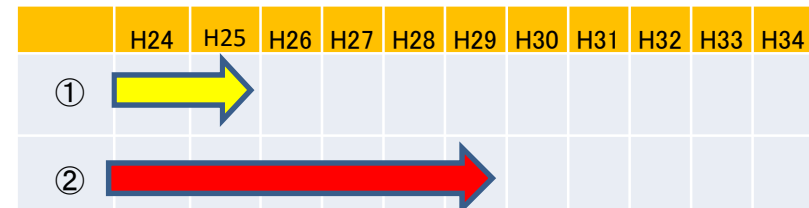
- 不法投棄地区にキャピットシートを敷設して汚染地下水の発生を防止しつつ、廃棄物を**全量撤去**
- 平成15年度から撤去に着手、平成25年度までに撤去を完了し、その後、跡地整形等を実施



◎汚染土壌・地下水対策(②)

- 土壌・地下水汚染のある地区において、汚染状況に応じて複数の浄化工法を組み合わせ、土壌・地下水を浄化
- 廃棄物の撤去進捗に併せて、平成19年度から浄化に着手
- 平成21年度に環境基準項目に追加された物質への対応も含めて平成29年度までに浄化

スケジュール・費用



総事業費：平成15年度～平成29年度 約231億円